

安城市危機管理指針

市民生活部防災危機管理課

平成25年2月1日策定

第1章 総則	・・・	1
第1節 策定の背景と目的	・・・	1
第2節 定義	・・・	1
1 危機	・・・	1
2 危機管理	・・・	2
3 危機管理体制	・・・	2
第2章 責務	・・・	3
第1節 基本的責務	・・・	3
第2節 計画と実施	・・・	3
第3節 職員の責務	・・・	3
第3章 危機管理の基本方針	・・・	4
第1節 事前対策	・・・	4
1 事前対策時の危機管理体制	・・・	4
2 危機管理（事前対策）の実施	・・・	4
第2節 応急対策	・・・	5
1 応急対策時の危機管理体制	・・・	5
2 危機管理（応急対策）の実施	・・・	6
第3節 事後対策	・・・	6
1 事後対策時の危機管理体制	・・・	7
2 危機管理（事後対策）の実施	・・・	7

第1章 総則

第1節 策定の背景と目的

市は、市民の安全を脅かす危機から、市民の生命、身体及び財産の安全・安心を守るべく、適切かつ迅速に対応するため、安城市自治基本条例（平成21年安城市条例第24号）第18条第3項に定める危機管理体制を確立しなければならない。

近年、国内では、大地震や豪雨といった大規模な災害が数多く発生し、市民生活の安全・安心を脅かす危機の発生への危惧が増大している。また、大規模な火災、電力供給不足による大規模な停電等の重大事故、武力攻撃によるテロや公共施設への不審者進入といった重大事件、新型インフルエンザの流行といった健康危機など、多様化・複雑化する危機が、市民生活への脅威として改めて認識されるようになっている。

そこで、これらの多様化・複雑化する危機に対し適切かつ迅速に対応するべく、事前予防・応急対応に必要な全庁的かつ横断的な危機管理体制の基本的事項を定めることで、総合的な危機管理体制を確立し、さまざまな危機の発生を未然に防止するとともに、また、危機が発生した場合には被害を最小限に食い止め、もって市民の生命、身体及び財産の安全・安心を確保することを目的として、この指針を策定する。

第2節 定義

この指針において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1 危機

危機とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいい、これには、行政の円滑な運営が阻害される事態、市民生活に不安や不信を与える事態又は市に対する信頼若しくは信用を著しく失墜させる事態も含まれる。

また、この指針のもとに、危機を「災害」、「武力攻撃事態等」、「危機事案」の三類型に整理する。

(1) 災害

災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号で定められている「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

(2) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」、並びに第 25 条第 1 項で定められている「緊急対処事態」をいう。

(3) 危機事案

危機事案とは、災害及び武力攻撃事態等を除いたその他全ての危機をいう。

2 危機管理

危機管理とは、危機に対する研究又は準備を推進して危機の発生を予測し、かつ危機の発生を防止・回避し、又はこれに対する対策を施すこと並びに危機の発生後においては、危機の拡大抑止及び被害やその影響等の軽減・除去を図り、その後、市民生活を平常に回復させることをいう。

3 危機管理組織

危機管理組織とは、危機管理を行うための組織の単位をいう。

(1) 各部

各部とは、安城市組織図における各部局、各課、各施設及び安城市災害対策本部要綱第 3 条に定める各部班をいう。

(2) 対策本部

対策本部とは、全庁に及ぶ危機に対し、市長を中心として危機管理を行う組織をいう。

(3) 責任部

責任部とは、発生した危機に対し、中心となって危機管理を行う部をいう。

(4) 関係部

関係部とは、発生した危機に対し、責任部と連携して危機に対応する部を

いう。

第2章 責務

第1節 基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市の有するすべての機能及び職員の能力を十分に発揮するとともに、国、県、他の地方公共団体及び関係機関等と相互に連携・協力し、危機に係わる対策を総合的に推進する責務を有する。

第2節 計画と実施

市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関等の協力を得て、法令に基づく計画並びにこの指針に基づく計画及びそれぞれの計画の実施にあたって必要なマニュアル等を個別に定め、危機管理体制を構築するものとする。

市の各部は、危機の発生防止に努めるとともに、危機の予測時または発生時には、事前に整備したマニュアルで対応できる場合は各マニュアルに従って危機に対応し、各マニュアルによって対応できない場合は本指針の基づく計画のいずれかに沿って、関係機関等と連携し、危機に対応するものとする。

マニュアルや計画は、危機の収束後や適宜これを見直すものとし、新たな課題や修正点が発見された場合は、防災危機管理課との協議を経て、市長の意思決定によりマニュアル・計画の修正又は新規マニュアルの作成を行う。

第3節 職員の責務

職員は、危機管理に関する知識や技術を習得して危機の発生を予測し、危機の防止並びに被害の回避及び軽減を行うよう努める。また、危機の発生時は、自ら及び周辺の安全を確認した後、直ちに各マニュアル並びに各計画及び本指針に従って危機管理業務に従事することで、的確かつ迅速に危機に対処し、市民の生命、身体及び財産の安全・安心を確保に努める責務を有する。

第3章 危機管理の基本方針

第1節 事前対策

事前対策では、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすとともに、応急対策及び事後対策を実施するための準備に万全を期すような危機管理体制の構築に努め、通常業務のなかで危機管理を実施する。

1 事前対策時の危機管理体制

(1) 計画及びマニュアルの策定

この指針の目的を実現するため、災害に対処するための基本計画である「安城市地域防災計画」（水防計画を含む）、武力攻撃事態等に備えて、市民の保護のための措置の実施に関する計画である「安城市国民保護計画」及び災害及び武力攻撃事態等以外の危機に備えて、市民の保護のための措置の実施に関する計画である「安城市危機管理計画」の三つの計画を策定する。

さらに、各部署は、各計画実施するために必要な、危機管理体制における行動マニュアルを策定する。

(2) 対応体制と責任の明確化

危機全般に対して、各計画又は各マニュアルの責任者とその責務、及び指示系統を明らかにし、指示や連絡がスムーズで正確、迅速に対応できるよう、全庁的かつ横断的な危機管理体制の構築を推進する。

(3) 危機管理の推進体制

危機が発生し、または発生する恐れがある場合に、危機に対処するための連絡体制や対策本部などの危機管理体制に迅速に移行できるよう、平常時から整備する。

また、平常時から各部署における危機に対する意識の啓発と、危機管理体制の整備強化を図るために、各部署毎に危機管理マニュアルを策定し周知する。

2 危機管理（事前対策）の実施

(1) 調査・研究

各部署は、平常時から危機に関する要因・危険度・被害等について調査・研究を行い、もって事前対策、応急対策及び事後対策に反映する。

(2) 点検・確認

各部は、所管業務や情報連絡及び応急対策の点検・確認などを実施するとともに、重要な施設や設備、資機材などの適切な整備を行い、緊急時に円滑かつ有効に活用できるよう努める。

(3) 訓練・研修

各部は、危機を想定した実践的訓練や、危機管理に関する知識・技術を習得するための研修などを企画・立案し、積極的に取り組む。

また、訓練・研修には、市民、事業者、関係機関等との連絡・協力を重点を置き、訓練後の検証も実施して十分な効果を発揮できるよう努める。

(4) 関係機関等との連携強化

各部は、危機発生時に、迅速かつ的確な応急対策を実施できるよう、平常時から関係機関等と連携を密にして、協力体制の強化と推進に努める。

(5) 市民との連携強化及び情報提供

市民と行政が協働して危機に備えることが重要であることから、各部は、市民、事業者及び関係機関等と連携し、協力体制の強化に努めるとともに、危機管理に関する知識・技術をはじめ、危機に関する調査・研究の成果などの情報も市民に積極的に提供し、市民と情報を共有する。

また、市民、事業者及び地域の防災組織等が危機に際して自発的な活動が実施できるよう、危機などに対する訓練等への積極的な参加を呼びかける。

第2節 応急対策

各部は、危機発生時に、被害や影響を最小限に抑えるための応急対策を実施する。応急対策では、市組織の能力を最大限に活用できるような危機管理体制を構築し、市民の生命の安全確保を最優先として事態を迅速に収拾するため、危機管理に最善を尽くす。

1 応急対策時の危機管理体制

危機発生時には、直ちに関係部が危機のレベルに応じて必要な危機管理体制を敷き、的確かつ迅速に対応する。なお、危機の規模や被害等が拡大する場合は考慮し、全庁的な対応が必要な場合には、対策本部を設置するなどの横断的な危機管理体制に迅速に移行するなど、状況に応じた対応を行う。

2 危機管理（応急対策）の実施

（1）危機に関する情報の一元化と情報共有

各部は、危機発生時に、必要な情報をあらゆる手段を講じて速やかに収集する。収集した情報は情報系等に基づき伝達し、責任部で情報を一元化するとともに、関係部や関係機関と情報を共有する。収集した情報は記録、分析、整理し、その後の対処方針の決定などに活用する。

（2）危機に関する対処方針の決定

各部は、収集した情報とその分析結果に基づき的確な危機管理体制を敷く。責任部は、当該危機への対処方針を適切かつ迅速に決定する。また、決定後はその内容を各部局や関係機関に周知し、確実に応急対策を実施できるよう調整を図る。

（3）関係機関等と連携した応急対策の実施

各部は、危機発生時に、被害や影響を最小限に抑えるために、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して応急対策を実施し、事態の迅速な収拾に努める。

（4）自衛隊及び他の地方公共団体等への応援要請

危機発生時に、その危機の発生規模や被害状況により、必要と認められる場合には、市長は自衛隊及び他の地方公共団体等（以下「応援団体等」とする。）への応援要請を依頼するとともに、各部は応援団体等から速やかな応援が得られるよう準備態勢を整える。

（5）市民への情報提供

各部は、危機発生時に、危機に関する情報や被害情報など市民が必要とする情報を、収集及び整理し、市民及び関係機関に対し、適時かつ適切に提供する。また、情報内容はできる限りわかりやすく、市民の立場に立った情報となるよう努め、また情報格差が生じないように伝達手段にも配慮する。

第3節 事後対策

事後対策では、危機の収拾後に、市民生活の回復を図るため、被害者等の支援など実施する。さらに、危機の再発防止、被害の軽減、応急対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理体制全体の向上に努める。

1 事後対策時の危機管理体制

危機の収束及び状況の安全性が確認できた場合は、危機管理体制を解除し、通常業務へ円滑に移行する。

2 危機管理（事後対策）の実施

（1）危機の収束の確認とその周知

各部署は応急対策が概ね完了した時、関係部署や関係機関と協議し、早急に危機の収束及び状況の安全性を確認する。

確認後は、危機の収束及び状況の安全性の確認を市民に周知し、報道機関に情報提供する。

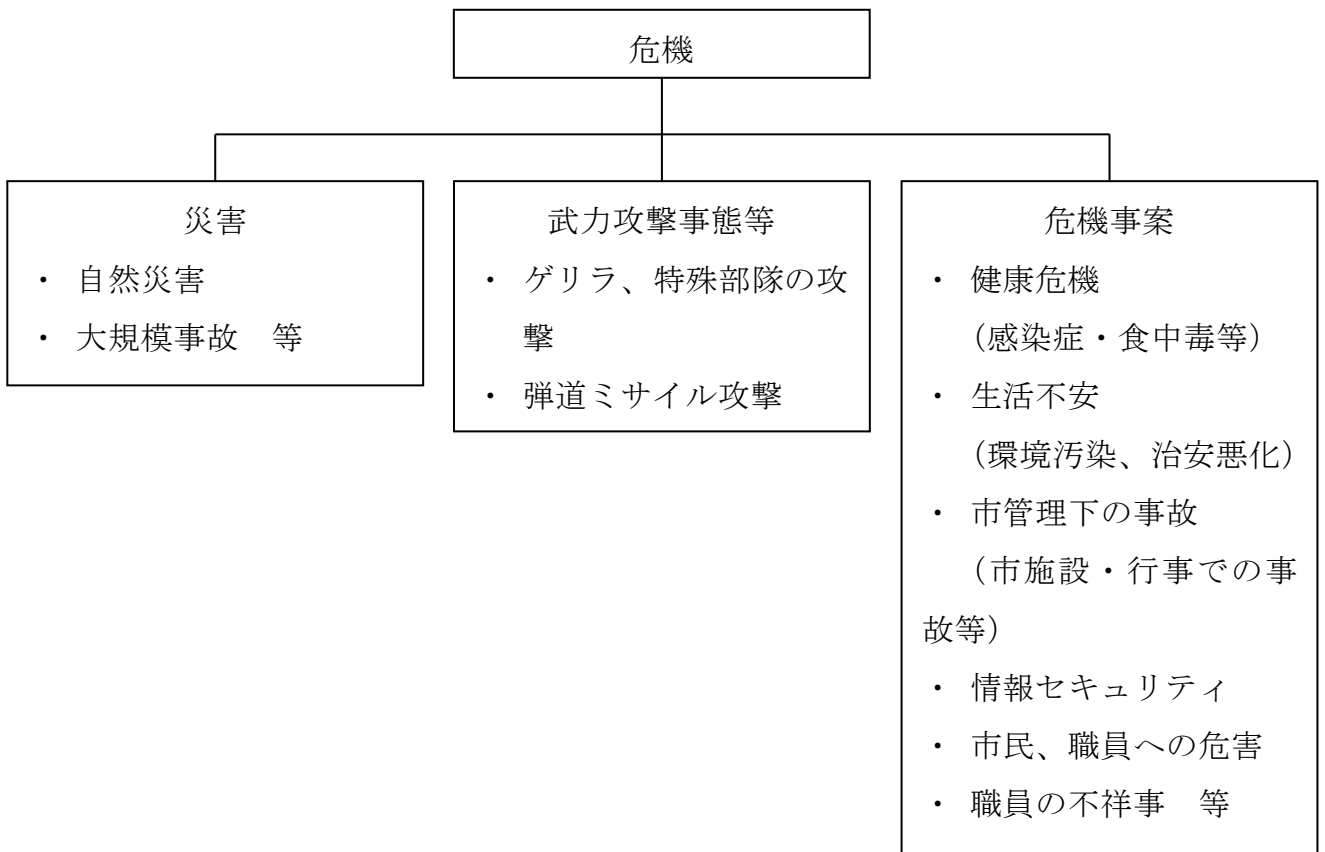
（2）市民生活の安定・復旧

危機の収束後には、市及び関係機関等は相互に協力して、被害者等の生活援護、地域の復興支援等を行い、市民の生活の早期回復と自力再建の促進に努める。

（3）事後調査・検証の反映

各部署は、危機の収束後に、危機管理全体について総合的な点検及び検証を行い、危機の予防及び軽減、再発防止、信頼回復などの改善策を明確にして、各計画やマニュアルに反映する。

《危機の分類》



《指針、計画、マニュアルの体系》

